

中鹿山区長より相談を寄せられている案件の対応について

相談内容 火災による残置物を自治会で撤去することについて

自治会で（所有者の許可なく）撤去しても差し支えないか

物件概要 令和4年10月11日 大字中鹿山地内において住宅火災発生(出火原因は不明)

火元となった住宅のほか隣接する3軒に延焼（延焼を受けた3軒の残置物は所有者が撤去済）

火元となった住宅の残置物は車両（土地及び家屋所有者とは別、令和5年8月に撤去）を除き現在も未撤去（写真参照）

残置物の住宅には、出火当時、その土地及び家屋所有者が住んでいたが、火災時の負傷により入院、退院後は市内に転居

所有者へは都市計画課が暫定的な対応窓口として担当し、所有者へ残置物撤去の通知を発しているものの誠意ある対応がまったくない。

対応案 空家等対策の推進に関する特別措置法を適用し、「特定空家等」認定を進める

対応経緯 都市計画課で暫定的に担当となった経緯は以下のとおり

令和5年2月、出火住宅に隣接する住民とその親族が都市計画課へ来庁

当該「建物」は危険な空き家であるから法に定める「特定空家」とし、市は直ちに撤去すべきであるとの主張であった。

- ・所有者が所在不明

- ・所有者は無職で撤去費用がない（登記事項証明書に日高市税の滞納を原因とする差押登記が記載されていたことによる来庁者の判断と思われる）

この時点では、都市計画課は当該所在地の所有者に関する情報を有していなかったため、空き家として対応するかどうかは不明との姿勢を示した。

対応できる課はないため、暫定的に都市計画課で担当することとし、所有者の調査を開始、土地及び家屋所有者の連絡先（携帯）と車両所有者の情報を把握、土地及び家屋所有者へは電話をかけるが留守電。転居を確認したため、残置物対応の意思確認の通知をするも回答なし。車両所有者へは事務所を訪問するも留守、後日、通知を送付した。

令和5年3月、別件で所有者来庁の機会があり、撤去の意思はあるが、同所に再建築は予定していないとのことであった。転職し、収入も増えるので残置物の撤去は何とかしたいとのことであった。

この日以後、現在に至るまで所有者との接触ができていない。

（在宅時の訪問、通知の送達は実施している）



令和5年3月9日撮影

車両は令和5年8月に撤去済